

板橋区立屋外体育施設（野球場・庭球場・サッカー場等）運営要綱

(平成20年3月31日 区長決定)
(平成21年3月30日 一部改正)
(平成24年2月29日 一部改正)
(平成26年3月20日 一部改正)
(平成28年7月12日 一部改正)
(令和元年5月17日 一部改正)
(令和2年1月29日 一部改正)
(令和3年9月1日 一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区立体育施設条例（平成9年板橋区条例第20号。以下「条例」という。）及び東京都板橋区立体育施設条例施行規則（平成20年板橋区規則第42号。以下「規則」という。）の規定に基づき、板橋区立野球場、庭球場、サッカー場、運動場及びフットサル場（以下「野球場等」という。）を利用しようとする者の利用及び申込み等を円滑にするため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第8条第2項に定める不承認の例外規定（営利を目的として利用する場合）の取扱いについては、別に定める要綱によるものとする。

(対象施設)

第2条 利用対象施設は、以下のとおりとする。

	施設名	施設内容（利用区分）
(1)	小豆沢野球場	野球場2面（軟式、夜間照明有り）
(2)	城北野球場	野球場2面（軟式、夜間照明有り）
(3)	徳丸ヶ原野球場	野球場1面（軟式）
(4)	荒川戸田橋野球場	野球場11面（軟式一般用）、5面（軟式少年用）、2面（硬式軟式兼用一般用）、1面（硬式軟式兼用少年用）
(5)	小豆沢庭球場	庭球場2面（硬式軟式兼用、夜間照明有り）
(6)	徳丸ヶ原庭球場	庭球場2面（硬式軟式兼用）
(7)	東板橋庭球場	庭球場2面（軟式専用）2面（硬式軟式兼用）
(8)	加賀庭球場	庭球場5面（硬式軟式兼用、夜間照明有り）
(9)	新河岸庭球場	庭球場10面（硬式軟式兼用）
(10)	荒川戸田橋サッカー場	サッカー場3面
(11)	東板橋公園運動場	運動場
(12)	高島平多目的運動場	多目的運動場、フットサルコート3面
(13)	浮間舟渡フットサルパーク	フットサル場1面

- 2 前項第10号に定める荒川戸田橋サッカー場は、その利用区分にかかわらずラグビー場（練習用）としての利用ができるものとする。
- 3 第1項第11号に定める東板橋公園運動場は、その利用区分にかかわらず、少年野球（軟式）、サッカー、フットサル、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ等での利用ができるものとする。
- 4 第1項第12号に定める高島平多目的運動場の多目的運動場は、全面又は半面で貸切利用をできるものとし、その利用区分にかかわらず、少年サッカー、フットサル、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ等での利用ができるものとする。
- 5 第1項第13号に定める浮間舟渡フットサルパークは、その利用区分にかかわらず少年サッカー場としての利用ができるものとする。
- 6 第1項各号に規定する利用区分にかかわらず、区長が適当と認めた場合は、他の利用ができるものとする。

（利用形態）

第3条 野球場等の利用は団体への貸切利用とする。

第2章 登録及び利用申請等

（団体区分）

第4条 東京都板橋区公共施設予約システムの利用者登録に関する規則（平成10年板橋区規則第49号。以下「システム規則」という。）第3条第3項に定める「少年団体」とは、構成員が小学生及び中学生から成る団体をいう。

- 2 この要綱において「一般団体」とは、前項に定める少年団体以外の団体をいう。
- 3 この要綱において「中学生団体」とは、第1項に定める少年団体のうち構成員の過半数が中学生である団体をいう。
- 4 この要綱において「小学生団体」とは、第1項に定める少年団体のうち第3項に定める中学生団体以外の団体をいう。

（団体登録の要件等）

第5条 規則第5条の規定により野球場等を貸切利用するための団体登録の要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「一般団体」（区内）
2名以上の区内在住・在勤・在学者で義務教育を修了している15歳以上の者で構成されていること。
- (2) 「一般団体」（区外）
2名以上の義務教育を修了している15歳以上の者で構成されていること。
- (3) 「少年団体」（区内）

施設区分	野球場		サッカー場
	軟式	硬式	
代表者	区内在住・在者で18歳以上の者		
構成員	区内在住の小・中学生		
構成人数	10人以上		12人以上

備考 軟式少年用の野球場を利用する登録団体については、前条に定める中学生団体又は小学生団体のいずれかに区分して登録するものとする。

(4) 「少年団体」 (区外)

施設区分	野球場		サッカー場
	軟式	硬式	
代表者	18歳以上の者		
構成員	小・中学生		
構成人数	10人以上	12人以上	

- 2 規則第5条の規定による団体登録の申請は、前項の表に掲げる要件を確認できる証明書類（健康保険証、運転免許証、その他官公署発行の証明書等（写し可））を提示して行わなければならない。
- 3 第1項第1号及び第3号に規定する区内団体は、規則第4条第4項に定める抽選に参加できるものとする。

(団体登録及び貸切利用の手続等)

第6条 前条の規定による団体登録の手続及び規則第4条の規定による貸切利用の手続を行う窓口及び受付時間は以下のとおりとする。

団体登録	施設システム端末機設置施設	受付時間
貸切利用	小豆沢体育館 赤塚体育館 植村記念加賀スポーツセンター(以下「加賀スポーツセンター」という。) 上板橋体育館 高島平温水プール	開館日の午前 9時から午後 7時まで
	区民文化部スポーツ振興課 地域センター 区民事務所 生涯学習センター	開庁日の午前 9時から午後 5時まで

(抽選の方法等)

- 第7条 第5条第3項の規定による抽選への参加は、システム規則の規定による申請システムでのみ行うものとする。
- 2 抽選に参加しようとする区内団体は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の3か月前の16日から利用日の属する月の3か月前の20日までに参加の申込みを行わなければならない。
- 3 前各項に定めるもののほか、抽選に係る事項等は別途区民文化部長が定める。

(仮予約の手続等)

- 第8条 システム規則第7条第1項第3号の規定により行った仮予約の有効期間は、仮予約を行った日を含めて6日間とする。
- 2 抽選に当選した区内団体は、システムより確定処理をすることにより前項の仮予約の手続を行ったものとみなす。
- 3 仮予約の手続を行った団体は、第1項の有効期間内に第6条の窓口において利用申請を行い、利用の承認を受けなければならない。ただし、「施設使用料口座振替（自動払込）依頼書」により口座登録を行っている団体については、この限りでない。
- 4 口座登録を行っていない団体において、有効期間内に利用申請が行われなかった仮予

約は、これを無効とする。

(利用申請の受付期間等)

第9条 抽選により当選した場合の利用申請は、利用日の属する月の3か月前の25日から利用日の属する月の3か月前の30日まで受け付ける。ただし、利用日の属する月の3か月前が2月または12月にあたる場合は、当該月の23日から28日までに申請をしなければならない。

2 前項による利用申請期間経過後、なお施設に空きがある場合は、2か月前の5日(1月である場合は6日)より仮予約及び利用申請を受け付ける。

(口座振替不能への対応)

第10条 口座登録を行っている団体について振替不能が発生した場合は、この要綱による抽選への参加申込み、仮予約及び利用申請の手続をすることができない。また、当該団体への新たな利用承認は行わない。

2 前項の場合において、口座振替の不能が解消した場合又は使用料の納付があった場合は、その事実を確認した後に前項の措置を解除する。

(申請の特例)

第11条 野球場等を次の事由により貸切利用をする場合は、規則第4条第3項ただし書の規定に基づき、次項から第5項までに規定する手続により申請できるものとする。

(1) 区が行政目的のために利用するとき。

(2) 区以外の官公署が行政目的のために利用するとき。

(3) 区内の公共的団体が公共又は公益目的のための体育事業に利用するとき。

(4) 区の連盟等が区民等を対象とする体育事業のために利用するとき。

(5) その他区長が特別に認める体育事業のために利用するとき。

2 前項各号の事由に該当する者は、利用日の前年度の9月に、翌年度4月以降の年間利用計画をスポーツ振興課長又は施設管理者に提出するものとする。

3 スポーツ振興課長又は施設管理者は前項の規定による年間利用計画を受理したときは、利用計画を調整し、12月中に提出者に対し結果を通知する。

4 前項の調整の結果認めた利用申請は、前項の規定により通知する申込期間に行うものとする。

5 第1項の規定による貸切利用をする場合の優先順位は、同項各号の順による。

(利用変更等の受付)

第12条 規則第12条の規定による利用承認の変更は、利用日の10日前までに1回に限り、小豆沢体育館、赤塚体育館、加賀スポーツセンター、上板橋体育館及び高島平温水温水プール(以下「各体育施設」という。)並びに区民文化部スポーツ振興課で受け付けるものとする。

2 規則第13条第1項第3号の規定による利用承認の取消しは、利用日の10日前までに1回に限り、各体育施設で受け付けるものとする。

(利用不承認の協議)

第13条 野球場等の貸切利用の利用不承認にあたっては、政治・宗教活動、公序良俗に反する利用等、条例第8条の項目を基準とする。この場合において、利用目的・形態等に疑義が生じたときは、施設管理者とスポーツ振興課長が協議し、利用承認、不承認について決定する。

第3章 その他

(還付の有効期間)

第14条 規則第13条の規定による還付請求の有効期間は、使用料の領収日の翌日から5年間とする。

(利用目的以外の使用禁止等)

第15条 利用団体の責任者は、利用目的以外の使用又は管理運営に支障のある行為をしてはならない。

(事故責任)

第16条 利用者の事故は、施設整備の管理上の原因により生じた場合は、区長又は施設管理者が責任を負い、その他については、利用者の責任とする。

(利用上の注意事項)

第17条 この要綱による、体育施設利用についての注意事項は次のとおりとする。

- (1) 利用申請の際に届け出た責任者が利用承認の当日来ることができなくなった場合は、当日、代わりに責任者となる者の氏名、連絡先等を利用日当日までに、管理人に報告すること。
- (2) 利用団体が他の団体と試合等を行う場合は、利用団体の責任者が利用の責任を負う。
- (3) 利用団体の責任者は、利用者及びその他の人に事故、けがのないように注意すること。また、事故、けが人が発生したときは、直ちに施設管理者又は管理人に報告すること。
- (4) 自己の都合で利用承認を受けた体育施設を使用しない場合は、その施設管理者に連絡すること。
- (5) 野球のベース、テニスのネット、サッカーのゴールネット等の用具の出し入れは、利用者が行うこと。
- (6) ボール、バット、ラケットなど体育施設に付属する設備以外の用具は、利用者が準備すること。
- (7) 利用時間には、着替え・準備・片付け等の時間が含まれるものとする。
- (8) 利用時間終了時までに、施設内を整備すること。
- (9) 施設内の指定された場所以外での飲食は禁止とする。
- (10) 酒気を帯びた者の利用、危険物の持ち込み、他人に迷惑となる行為、他人に不快感を与える行為及び施設や器具等を破損するような行為は禁止とする。
- (11) 少年団体の利用の際には、団体の責任者が同伴し、施設利用上の責任をもつこと。
- (12) 徳丸ヶ原野球場では、金属製やカーボンファイバー製のバットは使用禁止とし、木製バットのみ使用することができるものとする。
- (13) ゴミは各自持ち帰ること。
- (14) グラウンドコンディションの状態が良好でない場合、晴天でも利用を禁止することがある。
- (15) その他、施設管理者及び管理人の指示に従うこと。

(委任)

第18条 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、区民文化部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行前に、板橋区立屋外体育施設（野球場・庭球場・サッカー場）運営要綱（平成17年8月1日教育長決定）の規定により行われた手続等の行為は、この要綱の規定により行われたものとみなす。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年4月13日から施行する。
- 2 前項に規定にかかわらず、浮間舟渡フットサルパークの利用に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和元年5月17日から施行する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、高島平多目的運動場の利用に関し必要な手続その他の行為は、施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年9月1日から施行する。